

つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例施行に関する規則

平成 11 年 4 月 1 日

規則 第 6 号

改正 平成 12 年 3 月 28 日

規則 第 8 号

改正 平成 21 年 3 月 26 日

規則 第 4 号

改正 平成 22 年 3 月 29 日

規則 第 2 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日

規則 第 10 号

改正 平成 24 年 7 月 5 日

規則 第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 11 年つがる西北五広域連合条例第 13 号。以下「条例」という。）第 29 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令簿等の記載事項及び様式)

第 2 条 条例第 4 条第 6 項に規定する旅行命令簿等の記載事項及び様式は、様式第 1 号及び様式第 2 号による。

(平成 24 規則 10 ・ 一部改正)

(路程の計算)

第 3 条 条例第 7 条に規定する内国旅行の旅費の計算上、必要な路程の計算は、次の区分に従い、該各号に掲げるものにより行うものとする。

(平成 22 規則 2 ・ 一部改正)

(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 13 条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

(平成 22 規則 2 ・ 一部改正)

2 前項 1 号又は 2 号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第 3 号の規定に準じて計算することができる。

(平成 22 規則 2 ・ 一部改正)

3 第 1 項第 3 号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

(平成 22 規則 2 ・ 一部改正)

4 陸路と鉄道、水路又は航空路とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場を起点とすることができる。

5 前 2 項の規定により陸路の路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地

方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

(平成22規則2・一部改正)

- 6 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前各項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

(平成21規則4・平成22規則2・一部改正)

(旅費請求書の様式)

- 第4条 条例第8条第1項に規定する請求書は、つがる西北五広域連合会計事務規則(平成18年つがる西北五広域連合規則第4号)で準用する五所川原市会計事務規則(平成17年五所川原市規則第44号)中の様式に掲げるところによる。

(平成24規則10・一部改正)

(旅費の精算等)

- 第5条 条例第8条第3項に規定する期間は、やむを得ない事由のため、旅行命令権者の承認を得た場合のほか、旅行の完了した日の翌日から起算して7日間とする。

- 2 条例第8条第2項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日から起算して2週間とする。

(平成24規則10・一部改正)

(旅行命令等の取り消し等の場合の旅費)

- 第6条 条例第27条第1項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するために支払った金額で、所要の払戻し手続を取ったにもかかわらず所要の払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた額の3分の1に相当する額の範囲内の額。
- (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額。

(旅費の喪失の場合における旅費)

- 第7条 条例第27条第2項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符の類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。))を含む。以下この条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額。
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用の部分に相当する金額)を差し引いた額。

(旅費の調整基準)

- 第8条 条例第28条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条に定める自動車及び原付自転車で、つがる西北五広域連合所有のもの又は公用に供する目的で借りたものを利用して旅行した場合には、鉄道賃又は車賃は支給しない。
- (2) 赴任を命ぜられた日の翌日から6月以内に住所又は居所を移転しない職員に対しては、移転料及び着後手当は支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情によりその期間内に移転し難いことにつきあらかじめ旅行命令権者の承認を得たものにあつては、この限りではない。
- (3) 旅行中における疾病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、青森県市町村職員共済組合等から療養の給付若しくはこれに類するものを受けた場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の2分の1に相当する額を減額支給する。
- (4) 日当を支給する場合において、用務先で交通実費を要しない日がある場合又は昼食を要しない日がある場合には日当の2分の1に相当する額を支給しない。
- (5) 私有車に同乗して出張する職員には、車賃は支給しない。

(平成21規則4・平成24規則10・一部改正)

2 つがる西北五広域連合経費以外の経費から旅費が支給される旅行に係る旅費は、条例の定めるところによって支給される旅費額のうち、つがる西北五広域連合経費以外から支給される旅費額に相当する部分の額を控除して支給する。

3 条例第28条第3項に規定する広域連合長が定める旅費は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル未満の場合で、特別急行列車に乗車しなければ公務上支障があると旅行命令権者が認めるときは、特別急行料金を支給することができる。
- (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル未満の場合で、普通急行列車又は準急行列車に乗車しなければ公務上支障があると旅行命令権者が認めるときは、急行料金を支給することができる。
- (3) 広域連合長又は広域連合議会議員(以下「広域連合長等」という。)に随行する職員の旅行の場合で、広域連合長等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障があると旅行命令権者が認めるときは、広域連合長等の宿泊料定額の範囲内で当該宿泊施設の宿泊料の実費額を支給することができる。
- (4) 命令された旅行の業務を遂行するに当たって指定された宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障があると旅行命令権者が認める場合において当該宿泊に係る宿泊料が条例別表第1の宿泊料を越えるときは、当該宿泊の実費を宿泊料として支給することができる。

(平成12規則8・一部改正)

(私有車の使用の許可)

第9条 職員が出張命令を受けて旅行する場合において、私有車を使用しようとするときは、あらかじめ私有車公務使用許可申請書(様式第3号)を所属長を経て広域連合長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可は年度末まで有効とし、新年度においては、再度許可を受けなければならない。

(平成24規則11・追加)

(私有車の使用の制限)

第10条 前条の規定による許可を受けた場合を除くほか、職員は、私有車を公務の遂行のために使用してはならない。

(私有車の使用の許可の基準)

(平成24規則11・追加)

第11条 広域連合長は、第9条第1項に規定する許可の申請があったときは、その内容が次に定める要件を備えていると認められるときに限り、同項の許可をすることができる。

(1) 当該職員が、職員としての在職年数が1年以上であること。ただし、広域連合長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 当該職員が、自動車運転免許を取得してから1年以上の運転経験があり、かつ、過去1年以内において道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する事実を理由として懲戒処分を受けたことがないこと。

(3) 通常の交通機関を使用した場合においては、公務の遂行が著しく遅延し、又は困難であること。

(4) 当該旅行について公有車を使用できないこと。

(5) 当該私有車の運行によって他人の生命又は身体を害したときの損害賠償をするため、任意保険の対人賠償にあっては無制限、対物賠償にあっては500万円以上の保険契約を締結していること。

(平成24規則11・追加)

(損害の補償)

第12条 職員が第9条第1項の規定により許可を得て出張した場合において当該私有車に故障が発生し、又は損害を生じたとき、広域連合は、その修理又は弁償の責任を負わないものとする。

(平成24規則11・追加)

(損害賠償の求償)

第13条 職員が第9条第1項の規定による許可を受けて私有車を使用し、その使用中におかした不法行為について広域連合が民法（明治29年法律第89号）第715条の規定によって損害を賠償した場合において、当該私有車の使用につき職員に故意又は重大な過失があったときは、広域連合は、当該職員に対して求償するものとし、その場合においては、法令等に基づき、損害の程度、状況等を勘案してその都度広域連合長が定める。

(平成24規則11・追加)

(臨時職員の旅費)

第14条 臨時職員に対する旅費は、一般職の職員の例による。

(平成24規則10・追加)

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、広域連合長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年4月1日（以下「基準日」という。）の前日において五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、鶴田町又は公立金木病院組合に勤務していた職員であった者で、基準日において引き続きこの規則の適用を受けることとなった職員が、基準日前に旅費の支給を受けていた場合の旅費の精算については、それぞれ五所川原市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成17年五所川原市規則第41号）、つがる市職員等の旅費に関する規則（平成17年つがる市規則47号）、鰺ヶ沢町職員等の旅費に関する条例（平成12年鰺ヶ沢町条例第32号）、鶴田町職員等の旅費に関する条例の施行規程（昭和33年鶴田町規程第2号）又は公立金木病院組合職員の旅費に関する施行規程（昭和60年公立金木病院組合訓令第2号）の規定の例により、旅費を計算する。

附 則（平成12年規則第8号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、平成12年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、同日前に完了した旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

附 則（平成21年規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第10号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第11号）

この規則は、平成24年7月5日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）（平成 2 4 規則 1 0 ・ 一部改正）

旅 行 命 令
依 頼 簿(県外旅行又は宿泊を伴うもの)

広域連合長				旅行 命令 月 日	年 月 日	旅行者	職 名	
							氏 名	印
							住 所	
用 務		旅行期間	年 月 日から 年 月 日まで			概算請求額	円	
用務地		支出科目	款 項 目			精 算 額	円	
旅行日程及び旅費算定内訳								

様式第 2 号（第 2 条関係）（平成 2 4 規則 1 0 ・平成 2 4 規則 1 1 ・一部改正）

旅 行 命 令
依 頼 簿(宿泊を伴わない県内旅行)

命令権者印	旅行月日	用 務	用 務 地	旅行方法	職 名	印	旅費請求額
					氏 名		
	／			私 有 車 公 用 車 実 費			円
	／			私 有 車 公 用 車 実 費			円
	／			私 有 車 公 用 車 実 費			円
	／			私 有 車 公 用 車 実 費			円
	／			私 有 車 公 用 車 実 費			円

私有車公務使用許可申請書

自動車運転免許 取得年月日			免許証番号	
免許の期限			免許の条件等	
免許の種類			車両登録番号	
車種			自賠責加入期間	
任意保険加入状況	区分	保険金額		期間
	対人			
	対物			
上記のとおり相違ないので申請します。 年 月 日 (任命権者) 所 属 職・氏名 印				